

## スポーツ振興会事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校区内において組織されたスポーツ振興会（以下「振興会」という。）が実施する地域スポーツの振興に係る事業（以下「事業」という。）に対して、本市が助成金を交付するにあたり、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」をいう。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象は、振興会が実施する事業とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申込み)

第4条 助成金の交付を受けようとする振興会は、交付申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度4月1日から4月10日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を振興会に対し交付決定通知書により通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 助成金の交付は、毎年度5月に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた振興会は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 帳簿写し及び証拠書類（領収書等）

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告に係る事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額の確定し、助成金の交付の決定を受けた振興会に対し交付確定通知書により通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付の決定を受けた振興会が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則及びこの要綱又

はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、助成金の交付の決定を受けた振興会に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第12条 助成金の交付を受けた振興会は、事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備しなければならない。

(指示及び検査)

第13条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた振興会に対し、随時、助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(申込書等の様式)

第14条 この要綱による交付申込書、交付決定通知書、請求書、事業実績報告書及び交付確定通知書の様式については、別に定める。

(委任)

第15条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成28年3月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成28年12月26日から実施する。
- 5 この要綱は、平成29年3月10日から実施する。
- 6 この要綱は、平成29年8月1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成30年3月1日から実施する。